

緊急事態宣言に伴う、県外の患者様の診察・入院にかかる制限につき
(2021年1月15日)

緊急事態が発令された地域が全国的に拡大している状況をうけ、県外に在住の患者様の入院・手術について、香川大学病院病院長ならびに感染対策室より、1月15日に以下の通達がなされました。

1月8日の条件より若干、制限が厳しくなったのでご注意ください。

① 緊急事態宣言の**発令されていない県**に在住されている方については、香川県内に1週間滞在いただき、かつ入院時のPCR検査にて陰性ならば入院・手術は可能です。

② 緊急事態宣言が発令されている都道府県に在住の患者様は、(お住まいの地域の緊急事態宣言が解除されるまで)入院ができません。

香川大学形成外科としては、患者様の居住地に応じて取り扱いに差異を設けることに疑義を持っています。しかし感染拡大地域より香川県内においてになる方をなるべく少なくして欲しいという、香川県の意向には従わざるを得ません。当該期に入院を予定されている患者様におかれましては、なにとぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

入院・手術をお受けになる要件は、今後も感染拡大/縮小の状況に応じて、変化する可能性があります。当サイト(むねのかたち研究室)にて、逐次アナウンスをいたします。

2021年1月15日

香川大学形成外科
診療部長・教授
永竿智久